

## 令和5年度第2回社会福祉施設物価高騰対策支援事業（高齢者施設分）給付金交付要綱

### （交付の目的）

第1条 高齢者福祉施設に対し、千葉県高齢者福祉施設等物価高騰対策給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、エネルギー・食料品価格の高騰による高齢者福祉施設の経営への影響を緩和し、もって当該施設に入所する高齢者等の生活環境を維持することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

（1）高齢者福祉施設 県内に所在する次のいずれかの施設

- ア 介護老人福祉施設 介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設
- イ 介護老人保健施設 介護保険法で規定する介護老人保健施設
- ウ 介護療養型医療施設 旧介護保険法で規定する介護療養型医療施設
- エ 介護医療院 介護保険法で規定する介護医療院
- オ 養護老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）で規定する養護老人ホーム
- カ 軽費老人ホーム 老人福祉法で規定する軽費老人ホーム
- キ 単独型短期入所生活介護 介護保険法で規定する短期入所生活介護。ただし、他の施設と併設されていない施設に限る。
- ク 認知症対応型共同生活介護 介護保険法で規定する認知症対応型共同生活介護
- ケ 通所介護 介護保険法で規定する通所介護
- コ 認知症対応型通所介護 介護保険法で規定する認知症対応型通所介護
- サ 地域密着型通所介護 介護保険法で規定する地域密着型通所介護
- シ 小規模多機能型居宅介護 介護保険法で規定する小規模多機能型居宅介護
- ス 複合型サービス 介護保険法で規定する複合型サービス

（2）前号に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は介護保険法及び老人福祉法の例による。

### （交付の対象）

第3条 この給付金は、令和6年1月1日において指定、許可又は設置されている第2条に掲げる高齢者福祉施設（同時点において休止している施設は除く。）を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、

顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、交付の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（給付金の算定方法）

第4条 この給付金の算出は、次に掲げる額とする。

- (1) 第2条第1号アからクまでに掲げる施設 1施設につき、17,000円に令和6年1月1日時点における施設定員を乗じた額とする。
- (2) 第2条第1号ケに掲げる施設 1施設につき21万円とする。
- (3) 第2条第1号コからスまでに掲げる施設 1施設につき8万円とする。

（申請手続等）

第5条 高齢者福祉施設を運営する法人（以下「事業者」という。）は、給付金の交付を申請しようとするときは、交付申請書兼請求書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び役員等名簿（第3号様式）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。なお、複数の高齢者福祉施設を運営する事業者にあつては、第1号様式に内訳書（別表1）を添付するものとする。

（交付決定）

第6条 知事は、第5条に定める申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとし、申請者に対して給付金を交付する。

(決定の取消等)

第7条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項第各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、給付金の当該取消に係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 事業者は、第1項の規定により給付金の交付の決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

5 事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

7 知事が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 本事業の給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(事業概要に関する周知等)

第9条 知事は、事業実施にあたり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により事業者への周知を行う。

(その他)

第10条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。